

## 第12節 教職課程（省略）

### 第13節 通信教育

第74条 本大学に，通信教育の課程を置く。

2 通信教育に関する規程は，別に定める。

### 第14節 賞罰

第75条 人物及び学業成績が優秀な者には，授賞することがある。

2 授賞に関する規定は，別に定める。

第76条 学生が本大学の規則・命令に背き若しくは大学の秩序を乱し，又は学生としての本分に反する行為があった場合にはその情状によって懲戒を行うことがある。

第77条 懲戒は，退学・停学及び訓告の3種とする。

2 前項の退学は，次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- ① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- ② 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- ③ 正当の理由がなくて出席常でない者
- ④ 大学の秩序を乱し，その他学生としての本分に反した者

3 停学とは，一定期間，授業の受講及び施設設備の利用等を禁止し，その他の課外活動等についても禁止することをいう。

4 訓告とは，文書で戒めることをいう。

5 懲戒の手續に関する規定は，別に定める。

### 第15節 寄宿舍

第78条 寄宿舍に関する規定は，別に定める。